

## ○加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱

平成18年3月20日  
農業委員会告示第2号

## (目的)

第1条 この告示は、加東市において耕作を行う者が農地の生産性を向上させるため、地権者自らが行う盛土、切土等の農地改良及び農地間の地目転換(以下「農地転換」という。)について必要な事項を定め、優良農地を確保し、付近の農地及び地域への被害防止を図ることを目的とする。

## (適用)

第2条 この告示は、耕作目的で農地転換を施工する場合で、3箇月以内かつ3,000平方メートル未満の事業に限り適用する。ただし、国及び県等の補助事業として施行するものについては、対象としない。

2 3箇月を超える、又は3,000平方メートル以上の事業の場合、及び土木、建設業者等が農地を土捨て場として利用し、その結果として農地転換となる場合は、農地法(昭和27年法律第229号)第5条の手続に移管する。

## (届出の手続)

第3条 農地転換をしようとする者(以下「届出者」という。)は、工事をしようとする40日前までに農地の現況転換等届出書(様式第1号)を農業委員会に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 字限図
- (3) 位置図
- (4) 付近見取図
- (5) 事業計画書(平面図及び断面図)
- (6) 隣接農地の所有者及び耕作者の同意書
- (7) 区長、農会長及び水利代表者の同意書
- (8) 土地改良区の同意書
- (9) 小作人がいる場合は、小作人の承諾書

3 会長は、届出書の提出があったときは、届出書の記載事項及び添付書類を審査し、不備又は誤りがある場合は、これを補正させるものとする。

4 会長は、補正された届出書によって農地転換処理簿に所要事項を記載するとともに、農業委員会の会議に報告し、確認を求めるものとする。

5 会長は、前項の農業委員会の確認を受け、届出を受理したときは、受理通知書(様式第2号)を交付するものとする。

## (農地転換の条件)

第4条 届出者は、農地転換をしようとするときは、次に掲げる事項に十分配慮して工事に着手しなければならない。

- (1) 工事が計画どおり完成する見込みがあること。
- (2) 表土が10センチメートル以上あり、農地として耕作可能なものであること。  
がれき
- (3) 盛土を行う場合、廃材、瓦礫、産業廃棄物等、農地の土として不適当な物を混入しないこと。
- (4) 土砂の流出、崩落等によって付近の土地等に被害を及ぼさないこと。
- (5) 付近の農地及び水利、農道等の農業施設に対し、悪影響を与えないこと。
- (6) 他法令に基づく許認可を必要とする場合は、その許認可を受けていること、又は受けるための手続をしていること。

## (違反行為に対する処分)

第5条 会長は、前項に規定する条件に違反していることが判明した場合は、届出者に対し工事の中止又は原状復帰を通告することができる。

2 届出者は、前項による工事中止又は原状復帰の通告を受けた場合は、直ちに従わなければならぬ。

## (その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、農地転換の適正化の実施に関し必要な事項は、その都度委員会に諮り決定する。

## 附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。  
様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

## 農地の現況転換等届出書

年 月 日

加東市農業委員会会長 様

届出者氏名



下記のとおり農地の現況転換等をしたいので、加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱の規定により届け出ます。

1 届出者の住所、氏名及び職業	氏 名		住 所			職 業		
2 土地の所在	所 在			地 目	面 積	10a当たり普	利 用	
	大字	字	地番	登記	現況	面積	通 取	種 高
	加東市							
3 土地の所有者及び耕作者	土地所有者	氏名						
		住 所						
	耕 作 者	権利の種類						
		氏名						
4 現況転換の理由等	現況転換の理由及び目的							
	転換後の利用計画							
5 工事の概要	工事期間	年 月 日から		日間				
	設計の詳細(嵩上げ高、表土、擁壁、水路の状況等)							
6 付近に影響の原因、対及ぼす影響象、程度及び範囲及び被害防除策								
	被害防除の方法							

7 その他の参考事項	
連絡先	電話番号

## &lt;添付書類&gt;

- ① 土地の登記事項証明書
- ② 字限図
- ③ 位置図
- ④ 付近見取図
- ⑤ 事業計画書(平面図及び断面図)
- ⑥ 隣接農地の所有者及び耕作者の同意書
- ⑦ 区長、農会長及び水利代表者の同意書
- ⑧ 土地改良区の同意書
- ⑨ 小作人がいる場合は、小作人の承諾書

## &lt;注意事項&gt;

- 1 この届出書で対象となる農地の地目転換は、田から畠への現況転換に限る。
- 2 工事を行う40日前までに、届出書及び添付書類を農業委員会に提出すること。
- 3 隣接農地の所有者等及び区長等の同意について、同意に当たり条件が付された場合は、必ず同意書の条件欄に記入すること。
- 4 付近見取図には、届出地を明記し、その隣接土地の地目、所有者及び耕作者を記入すること。
- 5 届出地が小作地で小作人が申請する場合は、土地所有者の承諾書を添付すること。
- 6 工事が計画どおり完成する見込みがあること。届出書に記載した工事期間を超える場合は、農業委員会に報告すること。
- 7 工事完了後の農地の表土が10cm以上あり、農地として耕作可能なものとすること。
- 8 盛土を行う場合、廃材、瓦礫、産業廃棄物等、農地の土として不適当な物を混入しないこと。
- 9 付近の農地、用排水、農道等に悪影響を与えないこと。また、この農地転換により付近に損害を与えた場合は、その補償の費用はすべて届出者が負わなければならぬ。
- 10 他法令に基づく許認可が必要な場合は、その許認可を受けていること、又は受けたための手続をしていること。
- 11 上記の事項に違反し、若しくは付近に損害を与えるか、損害を与える可能性があると判明した場合、工事の中止又は原状復帰の通告をすることがあります。

様式第2号(第3条関係)

第  号  
年  月  日

届出者

住所

氏名

様

加東市農業委員会  
会長  印

## 農地の現況転換等のための届出書の受理について(通知)

年  月  日付けて提出のあった下記農地の現況転換等のための届出書を受理したので、加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱第3条第5項の規定により通知します。

なお、この通知書は、農地法に基づく農地転用許可書ではありません。また、施工については、加東市農地の現況転換等の適正化に関する要綱の規定を守り、届出書に記載されたとおりに工事を行ってください。同要綱第4条の条件に違反したときは、工事の中止又は原状復帰を通告することがあります。

記

## 届出のあった農地及び現況転換の目的

現況転換の目的	所在地	地番	地目		面積 m <sup>2</sup>	備考
			施工前	施工後		